



**赤坂地区防災ネットワーク  
(赤坂小ブロック)  
災害時の活動マニュアル**



平成31年4月(更新)  
赤坂地区防災ネットワーク  
(赤坂小ブロック)

# 最初に マニュアルの利用にあたって

「区民避難所」から「**地域防災拠点**」へ  
「逃げ込む場所」から「**立ち向かう場所**」へ！

区民避難所（地域防災拠点）は、従来「（一次）避難所」と言っていましたが、平成24年に改定した港区の地域防災計画から、「区民避難所（地域防災拠点）」と表現し、災害時に区民の皆さんが利用する施設であることを明らかにするとともに、新たに災害に立ち向かう場所であることを明確にするため「地域防災拠点」としました。

以下に、「区民避難所（地域防災拠点）」について説明します。

**第一に、地域の被害情報を集約し、発信する場です。**

地域の被害情報をいち早く集約し、それを警察署や消防署、区役所（支所）に正確に伝える拠点となります。また、区から出された情報を地域に伝える拠点にもなります。

災害発生初期においては、早い被害情報の収集と発信は、警察署や消防署等が災害対応する上で最も重要です。それが速やかに、地域からもたらされることほど心強いことはありません。そして収集した情報を基に警察や消防は、被害の現場に向かいます。

**第二に、地域の皆さんの力を結集する場です。**

被害の少なかった町会が他の町会を助けることが可能になります。また、避難して来た人たちと一緒に、救出・救護の活動を行うことができます。被害情報が集約されることで、どこの被災場所の救援活動を優先させるかも判断しやすくなります。災害は、発生してから早い時間での救助活動で被害をより少なくすることができます。よって、区民避難所（地域防災拠点）は地域の救出・救護の拠点と言えます。

第三に、震災により、住む場所を失ってしまった方の一時的な生活の場で、いわゆる避難所です。

過去の例から、自主的に運営された避難所は、住民どうしのトラブルも相対的に少ないと報告されています。そのためには、自然発生的な対応ではなく、予め計画しておくことが肝心です。

また、最近課題になっていることは、帰宅困難者に対する対策です。港区内で発生が想定される帰宅困難者が区民避難所（地域防災拠点）に雪崩れ込み、避難所の食糧を配給してしまうと、区民の方が来たときには何も無い状況になってしまいます。早い段階で、避難所の運営がなされていれば、帰宅困難者との棲み分けは可能になります。

第四に、物資の配給の拠点になります。

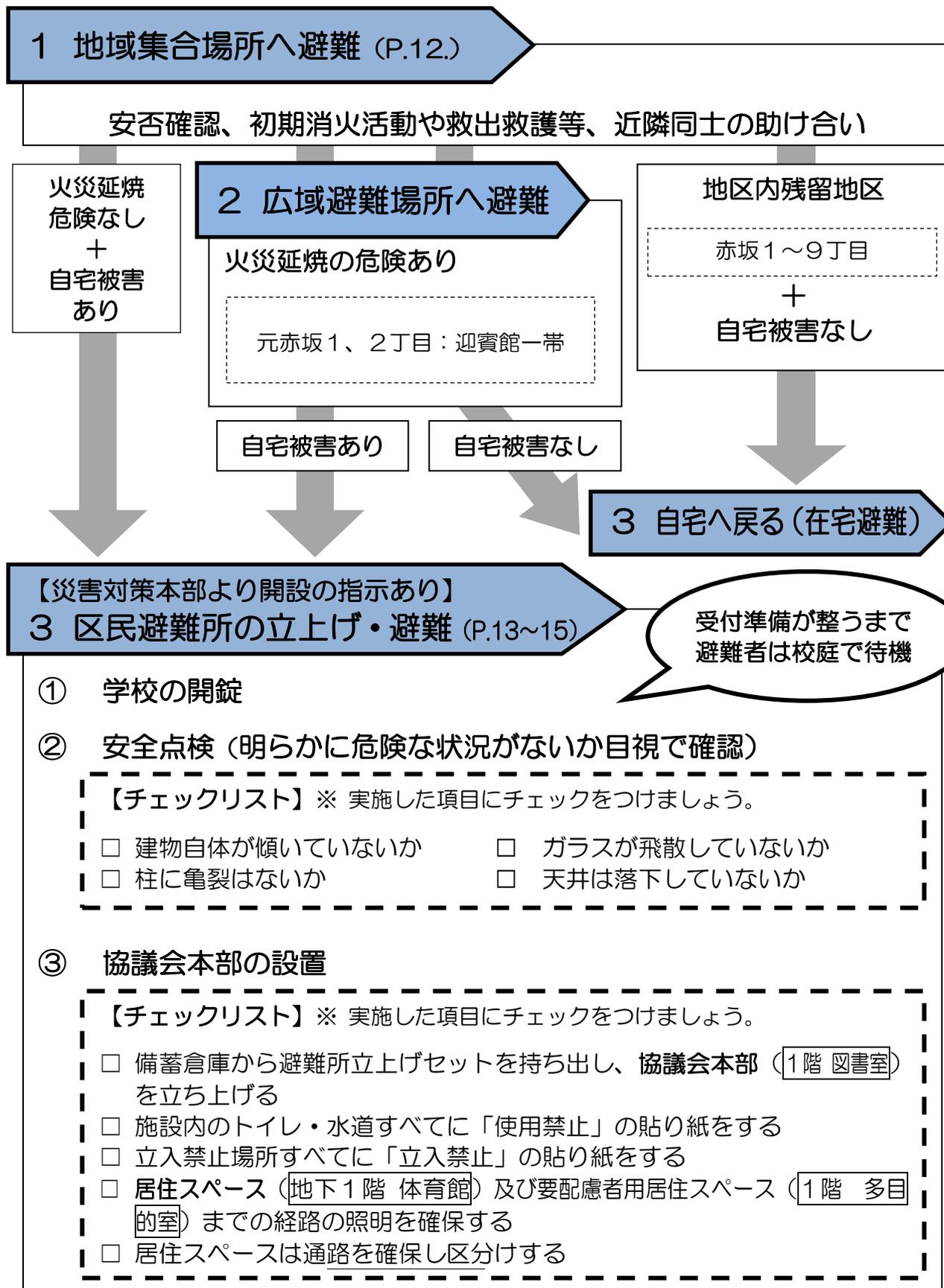
避難所生活をされる方への配給を行うとともに、流通網の寸断により、市場から手に入らなくなった食料や生活物資、救援物資を提供する拠点となります。特に飲み水などの給水拠点となります。

東京を直撃する地震に見舞われたときは、巨大都市東京は、長期間にわたって、食料や水、生活物資の入手は困難になります。支援物資の配給も充分に行き届かない状況にもなります。ただし、避難所が適切に地域の方々により運営されていれば、支援物資の配給も秩序をもって運営されることは、過去の数々の災害で実証されています。

以上4つの観点から、区民避難所（地域防災拠点）は、「逃げ込む・避難する場所」だけでなく「災害に立ち向かう場所」となります。

これらのことを前提に、このマニュアルを活用していただくようお願いいたします。

# 初動期の活動①（発災～48時間程度・翌日の夕方）



## 初動期の活動②（発災～48時間程度・翌日の夕方）

### 4 避難者の受け入れ（P.16～19）

|        |                      |             |
|--------|----------------------|-------------|
| 受入対象者  | 家屋崩壊等により自宅で生活ができない区民 |             |
| 受入可能人数 | 【一時】 2,001人          | 【長期】 1,208人 |

#### ① 避難者受け入れ

【チェックリスト】※ 実施した項目にチェックをつけましょう。

- 「避難者カード」を記入してもらう
- 避難者は居住スペース（地下1階 体育館）へ誘導し、町会ごとにまとめるよう指示する
- 負傷者及び要配慮者は1階 多目的室へ誘導する
- ペットは舗装広場（給食室裏）へ誘導する
- 帰宅困難者は自社もしくは一時滞在施設へ誘導する

#### ② 避難者受け入れ後の活動

【チェックリスト】※ 実施した項目にチェックをつけましょう。

- 避難者カードを集計し「避難者名簿」を作成する
- 被害状況を赤坂小ブロック防災マップに記入・集約する
- 集約した情報（地域の被害状況、避難者数、負傷者・要配慮者数等）を災対赤坂地区本部に報告
- 救出救護活動を行える人の調整・資材の確認
- 仮設トイレ・照明の設置



ここまでの「避難所立上げ」と「避難者受け入れ」は地域防災協議会が中心に行います。

# 被災生活期の活動①（発災 48 時間後～・翌日の夕方）

## 1 区民避難所運営組織の設置 (P.20)

【チェックリスト】※ 実施した項目にチェックをつけましょう。

- ① 区民避難所運営本部の中心となる「協議会本部役員」の決定
  - 本部長、副本部長、全体調整役、事務局など複数名で構成
- ② 5つの活動班の設置
  - 情報班、名簿・窓口班、施設・衛生班、食料・物資班、救護・援護班の設置
  - 各班長、副班長の決定
  - 避難者のうち可能な人は全員がいずれかの班に入るよう調整
- ③ 「避難所運営本部会議」の開催
  - 区民避難所運営本部の設置と同時に開催
  - 会議の招集、進行、結果のとりまとめ

## 2 区民避難所運営本部の活動 (P.22～23)

【チェックリスト】※ 実施した項目にチェックをつけましょう。

- ① 「避難所運営本部会議」の定期開催
  - 開催頻度
    - 発災～2週間程度：毎日2回（朝・夜）
    - 発災2週間以降：毎日1回以上
  - 参加者
    - 協議会本部役員、各班長、学校教職員、区派遣職員
  - 会議内容
    - 被害、復旧状況
    - 避難者・在宅避難者の人数、要望
    - 避難所空間に関する現状・課題
    - 食料・物資の現状、要望
    - 避難所内及び在宅の要配慮者の人数、要望
- ② 各班の活動調整
  - 活動している人の現状・ニーズ把握
  - 各班の割り振り
- ③ 災対赤坂地区本部・関係機関との連絡及び調整

## 被災生活期の活動②（発災 48 時間後～・翌日の夕方）

### 3 各班の活動（P.23～27）

【チェックリスト】※ 実施した項目にチェックをつけましょう。

#### ① 情報班

- 地域の巡回活動による情報収集
- 情報（地域の被害・復旧状況、在宅避難者数、ニーズ、在宅要配慮者の情報等）の取りまとめ
- 情報掲示板への掲示、情報掲示板の管理（1階 玄関）
- マスコミ取材窓口の設置、マスコミ関係者の対応（1階 ピロティ）

#### ② 名簿・窓口班

- 避難者・ボランティア窓口の設置（1階 ピロティ）
- 避難者・ボランティア情報の取りまとめ、管理
- 来訪者・郵便物などへの対応

#### ③ 施設・衛生・警備班

- 共有スペースの確保、管理
- 居住スペースの確保、管理（地下1階 体育館）  
（必要に応じて、部屋割りの見直しや区画割りの調整を行う）
- トイレ、ゴミ、ペット、清掃等のルールを決めて施設の衛生管理・清掃
- 起床・消灯時間等の生活ルールづくり
- 居住スペース・共有スペースの巡回警備

#### ④ 食料・物資班

- 必要な食料物資の種類と数量の把握、災対赤坂地区本部への要請
- 物資及び食料の受入、仕分け、分配、管理
- 炊き出し（1階 吹抜・ピロティ）

#### ⑤ 救護・援護班

- 要配慮者などの把握、受入、ニーズ把握、生活支援

「避難所の運営」は避難者・在宅避難者が主体となり、学校、区を含めた地域全体で取り組みます。



# 目次

---

---

## 序章 はじめに

- 1 災害時の活動に関する基本的な考え方.....〔p.9〕
  - (1) 大地震発生時における2つの局面
  - (2) 「区民避難所（地域防災拠点）」とは
  - (3) 学校・施設、区との役割分担
- 2 大地震発生時の防災活動の流れ.....〔p.11〕

---

---

## 1章 初動期の活動（目安：発災～48時間程度：翌日の夕方）

- 1 各組織の活動.....〔p.12〕
  - (1) 各組織の主な活動内容
- 2 「協議会本部」の設置と主な活動.....〔p.13〕
  - (1) 「協議会本部」の設置
  - (2) 「協議会本部」における主な活動

---

---

## 2章 被災生活期の活動（目安：発災48時間後～：発災翌日の夕方～）

- 1 「区民避難所（地域防災拠点）運営組織」への移行.....〔p.20〕
  - (1) 全体の体制
  - (2) 「区民避難所（地域防災拠点）運営本部」の主な活動
  - (3) 各班の活動調整
- 2 各班の活動.....〔p.23〕
  - (1) 情報班
  - (2) 名簿・窓口班
  - (3) 施設・衛生班・警備班
  - (4) 食料・物資班
  - (5) 救護・援護班

- 
- 
- 参考 防災用語集.....〔p.28〕
- 
-

## 資料編

- 【資料 1】 各組織の地域集合場所
- 【資料 2】 各組織の保有資器材、保管場所一覧
- 【資料 3】 赤坂小学校 備蓄倉庫チェックリスト
- 【資料 4】 赤坂小学校 備蓄倉庫マップ
- 【資料 5】 避難所空間の基本ルール
- 【資料 6】 赤坂小ブロック 防災マップ
- 【資料 7】 避難所空間の使い方 ～ 赤坂小学校 ～
- 【資料 8】 貼り紙等の貼付場所
- 【資料 9】 避難時体育館配置図
- 【資料 10】 避難者名簿様式
- 【資料 11】 近隣病院リスト
- 【資料 12】 各班使用物品一覧表
- 【資料 13】 ペット受入マニュアル
- 【資料 14】 発電機 取扱手順書
- 【資料 15】 仮設トイレ（ドント・コイ） 取扱手順書
- 【資料 16】 マンホールトイレ 取扱手順書
- 【資料 17】 トランシーバー使用マニュアル

# 序章 はじめに

## 1 災害時の活動に関する基本的な考え方

### (1) 大地震発生時における2つの局面

- ① 初動期の活動〔目安：地震発生～48時間程度：もしくは翌日の夕方〕
  - ・大地震が発生した直後は、初期消火や人命救助等の緊急措置が大事です。
  - ・この時期には、被害軽減のための活動をすばやく行うことが何よりも重要であり、各自・各組織（町会・自治会、事業所等）における臨機応変な活動に重点をおきます。
  - ・地域防災協議会としての主な活動は、各組織の活動を後方支援する拠点として、「赤坂小学校 区民避難所（地域防災拠点）」を立ち上げることです。
  
- ② 被災生活期の活動〔目安：地震発生後48時間後～：もしくは翌日の夕方～〕
  - ・直後の大混乱がひとまず収まると、今度は被災生活に関わる新たな問題が発生します。
  - ・水や食料・物資などの不足、交通渋滞の深刻化、あふれるゴミ、身近な生活情報の混乱、デマの発生、人であふれる「避難所」、トイレ、プライバシー、衛生問題等です。これらの多くは、各自・各組織だけでは対応できない問題です。
  - ・この時期には、地域防災協議会全体が一つにまとまり、学校や区と緊密に連携しながら活動します。
  - ・主な活動は「赤坂小学校 区民避難所（地域防災拠点）」の運営です。

### (2) 「区民避難所（地域防災拠点）」とは

- ① 地域の防災拠点としての場  
地域の力を結集し、救出・救護の拠点であるとともに、避難者のほか、自宅で生活を続けている「在宅避難者」への物資の供給や、災害情報の発信を行うための地域の防災拠点です。
  
- ② 自宅が被害を受けて住めなくなったときの生活の場  
区民避難所（地域防災拠点）地震の発生により、自宅が倒壊又は焼失、またその恐れがある際に、一時的に生活するための避難場所です。

**(3) 学校、区との役割分担**

大地震のような突発的で大規模な災害時は、学校や区主体の避難所運営は非常に困難です。休日、夜間に発災した場合、学校職員、区職員は自宅から徒歩で参集するため、態勢の構築に時間を要します。区民避難所（地域防災拠点）となる施設には、優先的に職員を派遣しますが、避難者が集結する時点に間に合わないことも想定されます。また、避難者・被災者が受け身の状態だと、混乱が収まった後、生活の自立が難しくなるという深刻な問題があります。

避難者・被災者自身が積極的に避難所運営に携わることが、被害を最小限にとどめる上での鉄則です。地域防災協議会はこのことを念頭に災害時の活動に取り組む必要があります。

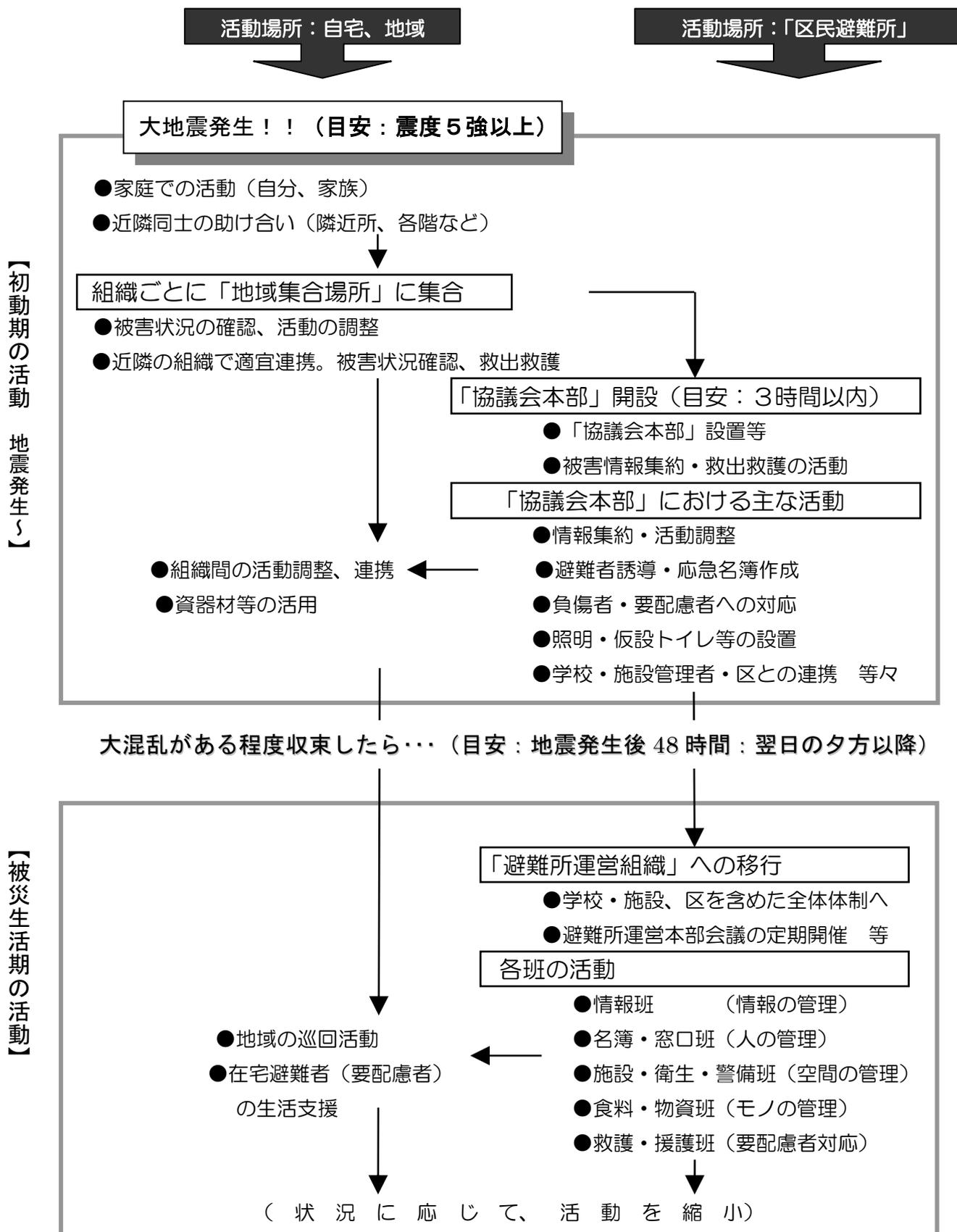
**地域防災協議会、学校、区の基本的な役割分担**

|                  |   |
|------------------|---|
| 赤坂地区<br>防災ネットワーク | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における二次災害防止の活動</li> <li>・赤坂小学校 区民避難所（地域防災拠点）の運営（避難者や被災者への対応等）</li> </ul>                     |
| 赤坂小学校<br>（施設管理者） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理、避難所運営のサポート</li> <li>・児童への対応等</li> </ul>  |
| 港区<br>（避難所派遣職員）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤坂小学校 区民避難所（地域防災拠点）の開設・閉設、港区災害対策本部との連絡</li> <li>・地域防災協議会との協力体制による区民避難所（地域防災拠点）の運営等</li> </ul> |

**赤坂小学校 区民避難所（地域防災拠点）の参集表**

| 時間帯                 | 協議会員<br>（参集） | 教職員<br>（いる） | 区職員<br>（参集） | シバ-人材員<br>（いる） |
|---------------------|--------------|-------------|-------------|----------------|
| 開校時<br>（平日・土曜の日中）   | ○            | ○           | ×           | ×              |
| 閉校時<br>（平日夜間・日曜・祝日） | ○            | ×           | ○           | ○<br>（学校開放中）   |

## 2 大地震発生時の防災活動の流れ



# 第1章 初動期の活動

(目安：発災～48時間程度：翌日の夕方)

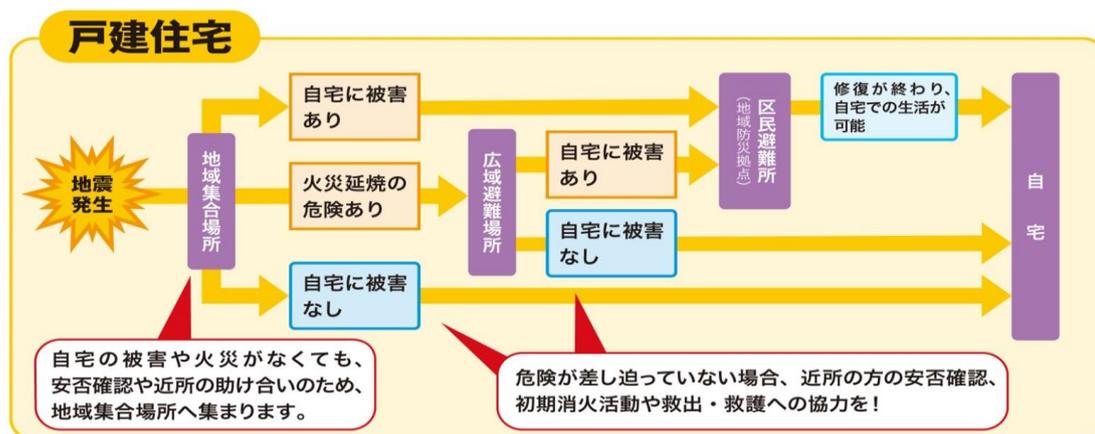
## 1 各組織の活動

### (1) 各組織の主な活動内容

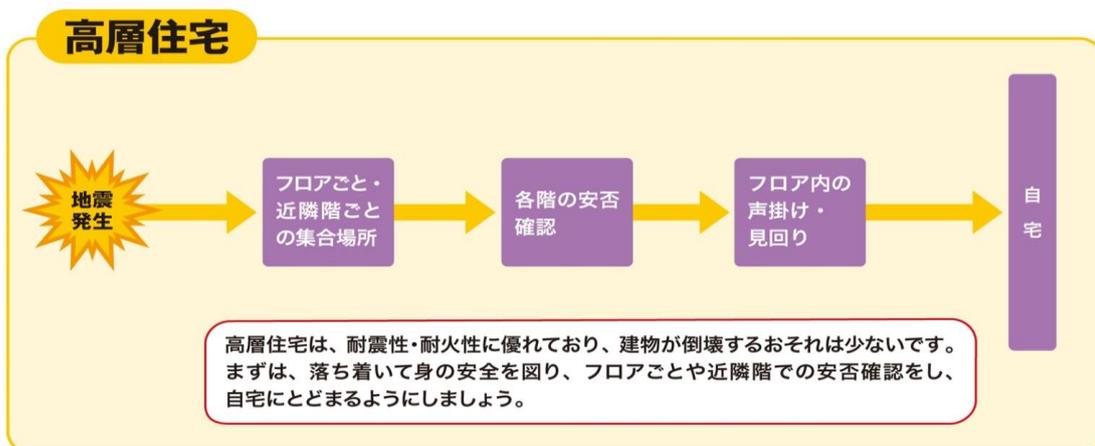
震度5強以上の地震が発生した場合、自分の周りに被害がなくても各組織の地域集合場所(資料1)に集まり、状況に応じて次のような活動を行います。

- ①被害状況の収集や安否等の確認
- ②初期消火
- ③救出救護、負傷者の応急手当
- ④要配慮者の避難の手伝い 等

## 地震発生時の行動ポイントと避難の流れ



**!** 自宅に被害がなければ、区民避難所に行かずに自宅で生活を続ける在宅避難が原則です。



### ポイント

地震発生後は、まずは自分たちの町会・自治会での初期対応を行い、その後、避難所(赤坂小学校)で「協議会本部」を設置します。

## 2 「協議会本部」の設置と主な活動

### (1) 「協議会本部」の設置

#### ① 建物等の安全確認、開錠

##### 【開錠】

| 状 況                    | 協議会 | 学校職員 | 区職員      |
|------------------------|-----|------|----------|
| 学校職員がいる場合              |     | ○    |          |
| 学校職員がいない場合<br>(休日・夜間等) | ○   | 参集   | 総合支所から派遣 |

- 学校に職員がいない場合は、あらかじめ学校から貸与されている鍵等を使用して、門や入口の開錠をします。  
※学校の校門・玄関・備蓄倉庫の鍵は、赤坂小ブロック長に預けてあります。  
※鍵がない場合は、玄関のガラスをバールなどで割って、校舎に入ってください。
- また、赤坂地区総合支所に参集する区職員が、施設を開錠するための鍵を持参します。  
※区内在住の職員は、休日・夜間の災害時に参集する支所や区民避難所（地域防災拠点）があらかじめ指定されています。

#### ア 安全点検

- 耐震構造となっている施設でも、建物の倒壊は免れても、建物が傾いたり、火災が発生することがあるため、避難者が建物に入る前に安全点検が必要となります。協議会役員などが、建物や通路の安全確認をします。
- 最初は、外観から行い、建物自体の傾き、柱の大きな亀裂、天井の落下、ガラスの飛散など、明らかに危険な状況がないか、目視で確認します。
- 建物周辺に避難している人がいる場合は、建物の安全が確認できるまでは、待機してもらいます。
- 建物の安全が確認・確保できない場合は、建物内への立ち入りはせず、「危険！立入禁止」の張り紙を掲示します。
- 避難などに最初に使用する場所（体育館・協議会本部など）までの経路の安全を確認します。

##### 【最初に確認する場所】

- ・ 本部設置場所（1階 図書室）
- ・ 居住スペース（地下1階 体育館）
- ・ 救護所（1階 図書室）
- ・ 要配慮者用避難場所（1階 多目的室）
- ・ ペット用避難場所（1階 給食室裏スペース）
- ・ 予備室（1階 家庭科室 2階 視聴覚室）

## イ 学校との協力

- 学校職員と連携・協力をしながら対応します。
- 建物の安全確認、教職員・児童・生徒、施設利用者等の安全確保等の対策が取られているかを確認します。
- 防災協議会は、被災現場での活動（初期消火・救出救護等）と被災状況・避難者の把握等に集中します。

区職員が派遣されている場合は、以下の情報を伝え、災対赤坂地区本部へ連絡してもらいます。区職員がいない場合は、学校職員に伝え、代行してもらいます。

.....  
●地域の被害状況（建物等の倒壊、火災、ライフライン寸断、道路の状況、安否不明者等）、避難者人数、負傷者・要配慮者人数、要望、その他 など  
.....

区職員・施設職員がいない場合は、災害時優先電話\*で災対赤坂地区本部へ連絡します。（通じないときは港区災害対策本部3578-2111：港区役所）に直接連絡します。その場合は職員室等にある「防災行政無線」を使います。

.....  
●\*災害時、電話がつながりにくい時でも優先的に発信できる電話ですが、つながらない事態も考えられます。  
.....

## ② 「協議会本部」の設置

- 地震発生後3時間以内に、各組織数名がそれぞれの地域の被害状況を把握した上で、赤坂小学校に集合します。  
（避難所運営のための参集時間ではなく、地域防災拠点としての参集時間です。）
- 人数が集まらなくても、必要に応じて本部を設置します。また、メンバーは、備蓄倉庫の避難所立上げセット内に保管されている、協議会が作成した防災ベスト・ジャンパー・キャップ等を着用します。
- 会長不在時は、副ブロック長もしくは集まった人の中から会長代行を選びます。
- 協議会本部の設置場所は1階 図書室です。また、1階 ピロティを本部設置予備場所とします。
- 備蓄倉庫等から「避難所立上げセット」を搬出します。（資料3・5参照）
- 赤坂小学校の備蓄倉庫は、1階 給食室横にあります。  
備蓄倉庫の鍵がない場合は、備蓄倉庫のドア上部のキーボックスを壊して、鍵を取り出して備蓄倉庫を開けてください。

## ③ 設置後、直ちに行うこと

### ア トイレ対応

- 上下水道の損傷および復旧が確認できるまで、トイレ・施設内の水道については、すべて使用禁止にします。また、「使用禁止」の張り紙をします。（資料8参照）

## イ 立入禁止措置

- 災害発生直後の一時避難には、居住スペース（**地下1階 体育館**）を使用します。それ以外は、「立入禁止」の掲示をします。

## ウ 照明の確保

- 夜間の場合、投光器・ランタン等を用いて、上記に記載した場所までの照明を確保します。（資料8参照）

## エ 区画の確認等

- 体育館内に町会別のラインを設置します。（資料10参照）
- 普通教室や諸室については、初めは使用しません。体育館に収容しきれない場合に限り、あらかじめ定めた場所（諸室→普通教室の順）を使用します。  
※特に普通教室は、児童在校時において、児童の安全を確保するため、避難スペースとして使用しません。
- すでに校舎内に避難者がいる場合は体育館に誘導し、組織ごと、住所ごとにまとまるよう指示します。
- 帰宅困難者は、自社へ戻るか、もしくは一時滞在施設へ移動するよう誘導します。
- 盲導犬・介助犬以外のペットをつれている場合、中型犬以上は、**舗装広場（給食室裏）**に係留し、小型犬は、各自でケージに入れ、**舗装広場（給食室裏）**に置きます。（盲導犬・介助犬は避難所内への入室は許可します。）

## オ その他

- 上記の対応がおおよそ実施できたら、**1階 ピロティ**に避難者用の受付を設置します。
- 拡声器、校内・館内放送設備（使用可能な場合）等を適宜、活用します。
- 今後、赤坂青山地域滞留者対策推進協議会と、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導について調整を行います。

## （2）「協議会本部」における主な活動

### ① 被災情報集約・発信、救出救護の活動の支援

#### ア 被災情報の収集と発信

- それぞれの町会・自治会の地域の被害状況等を随時、「赤坂小ブロックの防災マップ」に記入・集約します。
- 被災生活期にも使用します。
- 集約した地域の情報は、職員・事務室の防災行政無線（無線機）・災害時優先電話（事務室内：区職員・施設職員が使用）または徒歩で、災対赤坂地区本部に伝達します。
- 収集した情報をホワイトボードシートに集約し、**1階 玄関ホール**に掲示し、避難者に提供します。（被災・道路交通情報等）

#### イ 救出救護活動の開始

- 救出救護が必要な被災状況が報告された場合、災対赤坂地区本部、消防署や警察署へ連絡するとともに、避難者にも応援を呼びかけ救出活動を行います。
- 資器材は、防災倉庫にある「救出救護セット」（大ハンマー、平バール、ボルトカッタ

一、のこぎり、トラロープ等)や担架を活用します。

- 各組織で準備している資器材も活用します。(資料2参照)
- 応援が必要な地域へ、活動できる人や資器材(各防災会の倉庫など)を投入できるよう調整します。

## ② 避難者誘導、居住班の編制、避難者カード作成・集計

### ア 避難者誘導

- 施設の安全確認、協議会本部の設置等が完了した段階で、避難者の受入れを開始します。
- 避難者は、**1階 ピロティ**に誘導し、一旦待機してもらいます。
- 避難場所は**地下1階 体育館**で、**1階 図書室**には、負傷者を誘導します。
- 避難者を町会の区域ごとにまとまるよう指示します。  
(あらかじめ決められた区画にまとまるよう指示)
- 階段での避難が困難な「避難行動要支援者」や「高齢者(災害時要配慮者)」は、**1階 多目的室**に誘導します。
- 盲導犬や介助犬等と一緒に避難者は、**1階 多目的室**に誘導します。
- 帰宅困難者については、自社へ戻るか、帰宅困難者のための一時滞在施設へ避難するよう誘導します。対応の判断がつかない場合は、災害対策赤坂地区本部に判断を求めます。

### イ 受付対応

- 受付については、効率化と個人情報保護のため、避難者カード(応急受付用)を記入してもらおうようにし、その後、集計するものとします。
- 1階 ピロティ**に設置する受付においては、一般避難者と区分し、要配慮者の確認やペット同行避難者の把握に努め、対応がスムーズに行えるようにします。
- 集計は適時実施し、一定の人数に達する恐れがでてきた場合、次の対応を検討します。
- 最初の開放場所が、短期的な収容人数に迫ってきた場合、次に開放する部屋の準備・誘導を行います。

### ウ 避難者応急名簿の作成

- 避難者カードを基に、避難者応急名簿を作成します。  
集計は定期的実施し、災害対策地区本部に報告がスムーズに行えるようにしておきます。一定の人数に達する恐れがでてきた場合、次の対応を検討します。

## ③ 負傷者・要配慮者への対応

- 緊急の手当てが必要な負傷者は、救護所(**1階 図書室**)に誘導(搬送)します。
- 介助を要する避難者は、**1階 多目的室**に誘導します。
- 家族や知人等、援護できる人も一緒に移動してもらいます。
- 手が足りないことが予想されるので、避難者の中で手伝いが可能な人を募ります。
- 介護や医療の経験者・有資格者、手話や外国語ができる人等を避難者のなかから募り、負傷者や要配慮者への応急対応をします。

- 負傷者の状態によっては、病院へ搬送します。(資料 13 参照)
- 個々人の状況は、「避難者応急名簿」の備考欄に必ず記入します。  
記入を終えた「避難者応急名簿」を「協議会本部」で集計し、対応を協議します。

#### ④ 仮設トイレ、照明等の設置

##### ア 仮設トイレの設置

- 仮設トイレを備蓄倉庫から持ち出し、**舗装広場前スペース（給食室裏）**に設置します。  
避難者には、設置したことを周知するとともに、トイレの使用ルールの徹底を呼び掛けます。
- 男女別使用するトイレを決めます。(可能ならば、男性1：女性3の比率)  
あらかじめ決めた場所に、女性専用トイレを設置します。(発災から一定時間経過後)
- 下水の破損がなく、トイレが使用できる場合は、できるだけ1階のトイレのみを使用します。
- マンホールトイレや学校内のトイレの水は、プールの水をバケツで運び、組立式水槽をトイレの近くに設置して対応します。

##### イ 照明の設置

- 停電している場合は、投光機（発電機）を予定の場所（屋外）に設置し、照明を確保します。また、ランタンを最初に開放する**地下1階 体育館**及び**1階 図書室**までの通路・階段に設置します。

#### ⑤ 飲み水の確保

##### ア 水道水の確保

- 施設内外の上下水道の被害状況が確認できるまで、トイレ・水道についてはすべて使用禁止とし、「使用禁止」の張り紙をします。  
※言うまでもなく水は有限です。できるだけ飲料水に使い、トイレの水には使用しないようにします。
- ポリタンクは、備蓄倉庫に保管しています。

##### イ ペットボトルの配布

- 備蓄されているペットボトルは、気候・時間帯や避難者の状況を判断して配布します。

##### ウ ろ水機による飲み水の確保

- 上記の対策で飲料水を提供できない場合、プールの水を備蓄倉庫にある「ろ水機」を使用し飲み水を確保します。
- ろ過した水を飲む場合、必ず沸騰させます。

##### エ 給水所（給水拠点）からの飲み水の確保

- 水の配給が実施されているかを、災対赤坂地区本部に確認します。
- 備蓄倉庫等にある、リヤカー・ポリタンクを使用します。
- 被災生活期においては、「食糧・物資班」の活動となります。

## オ 応急給水装置からの飲み水の確保

- 備蓄倉庫にある、応急給水装置を使用し、施設近くの給水栓から、災害時に飲料水を配給します。ただし、地域に水道管の損傷がないこと、確認します。

## ⑥ 男女平等参画による避難所運営（被災生活期の対応を含む）

### ア 避難所運営体制

- 運営者には、女性に役員として参加してもらいます。
- 女性の専門相談員を配置します。
- 名簿管理の際は、家庭内暴力の被害者保護を徹底します。

### イ 避難所運営内容

- 炊き出しは、女性限定としないようにする。
- 女性職員による女性特有のニーズの把握
- 避難所内の見回り（防犯対策）を行う。

### ウ 避難所空間の整備

- 授乳スペース及び着替え用スペースを設置します。
- 女性用専用トイレを設置（被災生活期までに）します。
- 女性専用の物干し場を設置（被災生活期）します。
- 子どもの遊び場を設置します。

## ⑦ ペット対策

- 赤坂小学校は、ペット同行避難の指定施設になっています。
- ペットは、あらかじめ指定した舗装広場（給食室裏）に係留します。
- 小型犬はケージ入れ、中・大型犬は、舗装広場（給食室裏）に係留します。
- 盲導犬や介助犬等は、避難者と一緒に体育館に避難させます。ただし、体育館以外の諸室を開放する段階で、避難する部屋を指定します。（1階 多目的室）

## ⑧ 外国人への対応

- 外国語による情報提供を行います。（主に英語）
- 避難者の中から、外国語に堪能な方を募ります。
- 近隣の大使館等と連携をとって、大使館から大使館員等の派遣を要請します。

## ⑨ 遺体の取扱い

- 遺体が収容された場合は、区職員、学校職員と協議して対応（遺体の一時的安置、確認票の作成等）します。

- 遺体の安置場所は、**1階 多目的室(倉庫内)**及び**地下1階 職員控室**とします。
- 災対赤坂地区本部に報告し、遺体の搬送時期等について確認します。

#### ⑩ 災害時特設電話(被災者用)の設置

- 1階 EPS内**に、災害時に優先して発信できる電話が保管されています。(5台)
- 応急対応が一段落した段階で、**1階 玄関ホール**に設置します。

#### ⑪ ボランティア・マスコミへの対応

- 避難所運営が長期化する可能性がある場合は、ボランティアやマスコミなどへの対応のため、対外的な窓口機能(受付)を**1階 ピロティ**に設置します。
- 被災者への連絡、マスコミの取材は、必ず受付を通じて行います。

#### ⑫ 駐車対策

- 赤坂小学校の校庭は、原則として駐車禁止です。門に「車両進入禁止」のプレートを貼ります。
- 車両でしか移動できない方の駐車スペースは、**西門側駐車スペース**とします。
- 物資の搬出入は、**西門**から行います。駐車場所は、**西門側駐車スペース**です。

#### ⑬ 帰宅困難者対策

- 帰宅困難者の一時滞在施設の開設情報は、支所から入手し、提供します。
- 帰宅困難者へは、「自社に戻り、無暗に帰宅しない」ことを伝えます。
- 基本的に、雨天や寒天等でない場合、積極的に施設内への誘導は行わず、一時的に校庭に待機してもらい、「自社へ戻ることの周知」、「一時滞在施設の情報提供」を行います。

#### ⑭ 学校管理者、区との連携

- 学校教職員や区職員がいる場合は、適時、情報交換をしながら連携します。
- 区職員、教職員に以下の情報を伝え、災対赤坂地区本部に報告してもらいます。
  - ※地域の被害状況(建物等の倒壊、火災、ライフライン寸断、道路の状況、安否不明者等)
  - ※負傷者、災害時要配慮者人数等

#### ⑮ 津波への対応

- 赤坂・青山地域は津波による浸水被害は想定されていません。
- 東京湾に大津波警報等が発令されるなど、津波からの避難が必要とされる場合、3階建て以上のビルの3階以上に避難するようにします。
- 大津波警報等が解除された場合には、速やかに避難者にその情報を伝えます。

## 第2章 被災生活期の活動

(目安：発災 48 時間後～：発災翌日の夕方～)

### 1 「区民避難所（地域防災拠点）運営組織」への移行

#### (1) 全体の体制

##### ① 「赤坂小学校 区民避難所（地域防災拠点）運営組織」とは

被災生活期の主な活動である「避難所運営」を地域全体で行っていくための組織です。初動期の「協議会本部」は、基本的に防災協議会だけの組織ですが、被災生活期の「区民避難所（地域防災拠点）運営組織」は、学校、区を含めた全体の体制になります。

ただし、区民避難所（地域防災拠点）運営の主体は、当事者である地域（避難者・在宅避難者）です。地域防災協議会は、地域の中心的役割を果たします。学校・施設、区は主に以下の役割を担います。

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 教職員   | 施設管理、避難所運営のサポート、児童・利用者への対応等 |
| 区派遣職員 | 災対赤坂地区本部、関係機関との連絡調整等        |

この組織の運営の中心となるのは「区民避難所（地域防災拠点）運営本部」です。本部は、協議会本部役員（本部詰めで活動する人。全体調整役・事務局）が中心となります。本部役員には、本部長、副本部長の他、3～4名程度は必要になります。

本部役員は、そのときの状況に応じて互選し、負荷が集中しないよう適宜交代するのが現実的です。

実際の活動の中心となるのは5つの活動班です。互選した各班長・副班長を中心に、避難者および在宅避難者を適宜組織します。とくに避難者のうち可能な人は、全員が何らかの班に入ることが原則です。

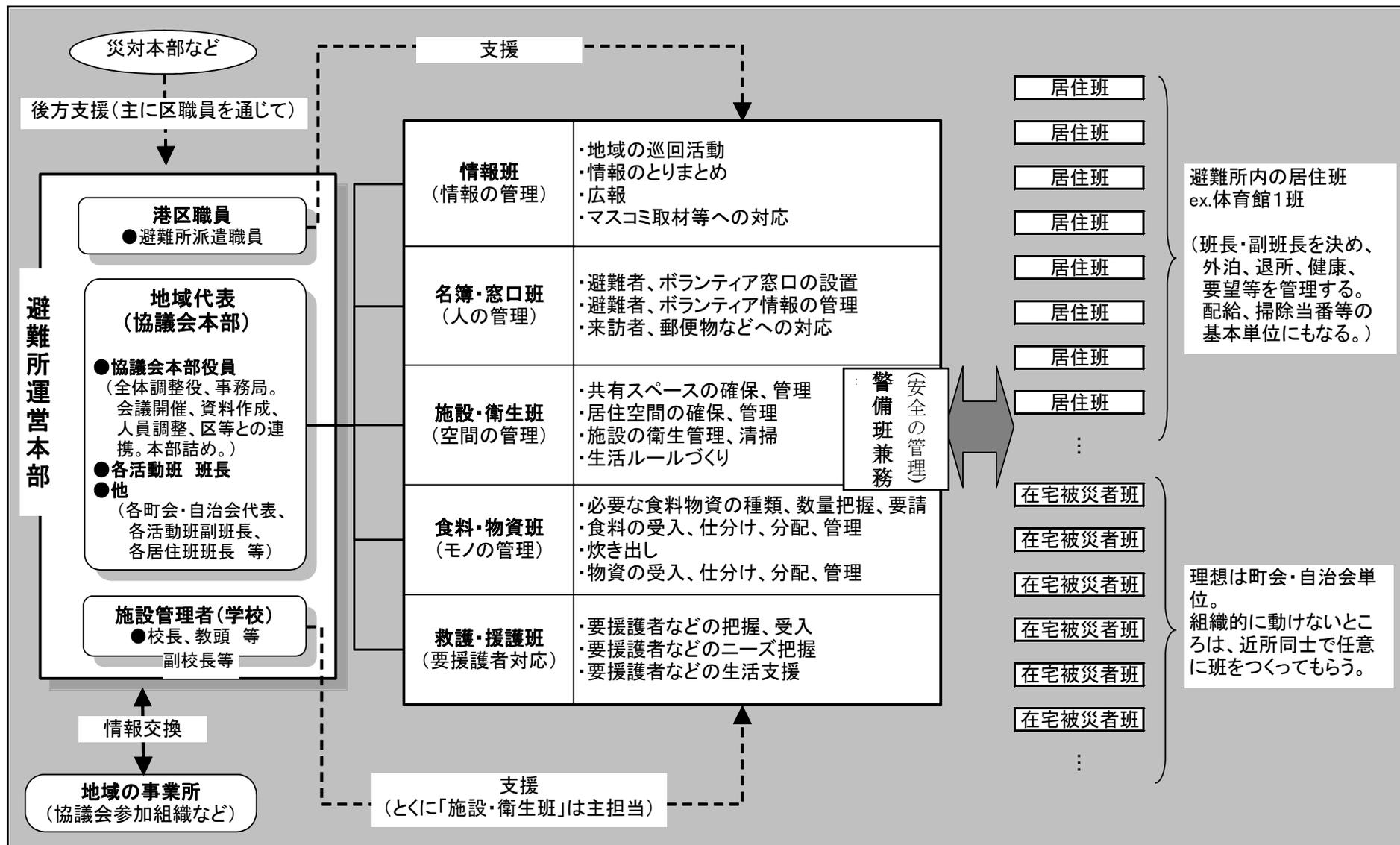
班長・副班長も本部役員と同様、負荷が集中しないよう適宜交代するのが現実的です。

##### ② ‘いつ’ ‘どのように’ 移行するか

地震発生直後の大混乱がひとまず収まった段階で、学校・施設、区と協議の上、できるだけ早く「協議会本部」を「区民避難所（地域防災拠点）運営本部」に移行させます。

目安は、地震発生後 48 時間以降、もしくは、発災の翌日の夕方です。

「赤坂小学校 区民避難所（地域防災拠点）運営組織」全体の体制



## (2) 「区民避難所運営本部」の主な活動

### ① 「区民避難所運営本部会議」の定期開催

第1回目の会議は「区民避難所（地域防災拠点）運営本部」設置と同時に開催します。2回目以降の開催頻度の目安は次のとおりです。

- 発災～2週間程度：毎日2回（朝と夜）
- 発災2週間以降：毎日1回～必要に応じて
- 原則として、次のメンバーが参加します。
  - ・協議会本部役員
  - ・各班の班長
  - ・各町会・自治会会長、各班の副班長、各居住班の班長等（必要に応じて）
  - ・学校教職員（校長、副校長等）・施設職員
  - ・区派遣職員

会議では、主に次の内容について話し合います。

| 「避難所運営本部会議」主な議題                              | 主担当               |
|--|-------------------|
| 被害、復旧状況など                                    | 情報班               |
| 避難者・在宅避難者の人数、要望など                            | 名簿・窓口・情報班         |
| 避難所空間に関する現状・課題など                             | 施設・衛生・警備班         |
| 食料・物資の現状と要望など                                | 食料・物資班            |
| 避難所内および在宅の要配慮者の人数、要望など                       | 救護・援護班            |
| 活動している人（ボランティアを含む）の状況、要望など                   | 名簿・窓口班<br>協議会本部役員 |
| その他（災対赤坂地区本部等からの情報は区職員が、施設管理に関する情報は学校教職員が報告） |                   |
| 各対応策の検討                                      |                   |

協議会本部役員は、会議の招集、進行（議長）、結果のとりまとめを担当します。

### ② 各班の活動調整

避難所運営組織の活動の中心である5つの班の班長や活動人員、居住班長等に、過度の負担が集中しないよう、状況に応じて調整します。具体的な活動内容は、次のとおりです。

- 活動している人の現状把握
  - ・各班の人数、その人たちの特技、資格などを把握する。
  - ・必要に応じて名簿を作成する。
- 活動している人のニーズ把握、割り振り
  - ・「どこでどのような人を必要としているか」などを把握し、そのニーズに応じて各班等に人（ボランティアを含む）を割り振る。

- 本部窓口の設置

- ・必要に応じて、各班長、居住班長等の要望等を受け付ける窓口を本部内に設置する。

### ③ 災対赤坂地区本部や関係機関との連絡・調整

災対赤坂地区本部や関係機関との連絡、調整は、基本的に区派遣職員・施設職員が行いますが、区職員等が持ち場につけないという事態も考えられます。その場合は、協議会本部役員が代行します。

災対赤坂地区本部へは基本的に毎日連絡をとり、情報交換をします。その主な内容は次のとおりです。

- 報告する情報

- ・「区民避難所（地域防災拠点）運営会議」でとりまとめた現状、要望等

- 収集する情報

- ・食料物資やボランティアの供給状況
- ・被災者支援策 その他

## 2 各班の活動

### (1) 情報班.....情報の管理

#### ① 地域の巡回活動

「在宅避難者班（町会・自治会等）」や事業所と連携し、定期的に地域を巡回し、情報収集をします。

- 在宅避難者がまとまっていない場合は、近所同士で任意に班を作ってもらおうよう呼びかけます。（町会・自治会の班など、既存組織を活用します）

#### ② 情報のとりまとめ

- ①と本部会議の情報から、地域の被害や復旧状況、在宅避難者数やニーズなどを随時とりまとめます。
- 情報のとりまとめでは「赤坂小学校ブロックの防災マップ」も活用します。
- 在宅の要配慮者の情報は、救護・援護班に伝えます。

#### ③ 広報

- ②のなかから、避難者や在宅避難者に伝えるべき情報を随時とりまとめ、避難所内の情報掲示板（1階 会議室横・玄関ガラス）に掲出します。
- 情報掲示板は、日々管理します。

#### ④ マスコミ取材等への対応

マスコミからの取材・調査等が避難者の生活に支障を与えるのを防ぐため、マスコミ関係者の立入を規制し、窓口を「1階 ピロティ」に限定します。

### (2) 名簿・窓口班.....人の管理

#### ① 避難者・ボランティア窓口の設置

「1階 ピロティ」に窓口を設置し、避難者やボランティアの出入りの管理を行います。

- 窓口には、避難者名簿・世帯用（資料 12 参照）を常備しておきます。
- 余裕ができたなら、五十音順に整理する、パソコンを活用するなど、検索しやすくする工夫をします。
- 避難者等のプライバシーに配慮し、名簿の管理には細心の注意を払います。
- 組織ごと・住所ごとで適宜「居住班」をつくり、班長・副班長を決めます。「体育館 1 班」など、班名を決めます。
- 班長・副班長の協力を得て、避難者名簿（資料編）を居住班ごとに配り、避難者個人に必要事項を記入してもらいます。
- 班長・副班長の協力を得て、記入を終えた応急用名簿を「協議会本部」に集め、避難者数を集計（資料編）、対応を協議します。
- 避難者の中から介護や医療の経験者・有資格者、手話・外国語ができる人を募り、負傷者や要配慮者への対応をします。

#### ② 避難者・ボランティア情報の管理

##### ア 避難者情報

- 居住班長を通じて、または窓口で避難者名簿・世帯用（資料 12 参照）を配布・回収し、情報をとりまとめます。
- 要配慮者については、救護・援護班に連絡します。

##### イ ボランティア情報

- 遠方からのボランティアは、基本的に区や都のボランティア本部から派遣されますが、直接、避難所に来ることもあります。避難所に直接来訪したボランティアは、原則として、「港区災害ボランティア活動本部」で指示を受けるよう伝えます。
- ボランティアへの仕事の割り振りは、協議会本部役員の担当です。

#### ③ 来訪者、郵便物などへの対応

##### ア 避難者に面会を求める来訪者などへの対応

- 窓口で「誰を訪ねてきたのか」を聞き、館内放送などを使って該当者を呼び出します。
- 面会は、基本的に「1階 玄関前吹抜」で行うよう指示します。（避難者の居住空間での面会は、原則禁止とします。）

## イ 電話、郵便物等の取り次ぎ

- 個人宛の電話は、連絡先を聞いて一旦切り、折り返し該当者から連絡してもらうようにします。
- 該当者不在時の連絡手段として、「伝言メモ」などを活用します。

## (3) 施設・衛生・警備班.....空間の管理（特に学校との連携が必須）

### ① 共有スペースの確保、管理

協議会本部室、窓口、物資保管場所、救護所などの共有空間の安全確認、管理を行います。避難者が占有している場合は、事情を説明し移動してもらいます。

### ② 居住スペースの確保、管理

- 各居住班と連携して、避難者の居住スペースの安全確認、管理します。
- 避難者数の増減や施設の安全状況等に応じて、適宜、部屋割り等を見直します。
- 仕切り板（段ボール）を使用するなど、区画割り（各世帯が通路に面するようにする、各自が同じ程度の広さになるようにする等）等の指導を行います。

### ③ 施設の衛生管理、清掃

トイレ、ゴミ、ペット、清掃等のルールを決め、本部会議・居住班長を通じて避難所全体に徹底させます。

- 居室の清掃は各居住班で行い、トイレ等共有スペースの清掃は各居住班毎に持ち回りで行うことが原則です。
- 盲導犬・介助犬以外のペットは舗装広場（給食室裏）で飼育、ペットの飼い主の自主管理が原則です。
- 仮設風呂・シャワーが設置された場合、その管理を行います。
- 避難所全体の衛生管理は、保健所などの関係機関と連携して行います。

### ④ 生活ルールづくり

起床・消灯、火気厳禁などの生活ルールを決め、本部会議・居住班長を通じて避難所全体に徹底させます。

### ⑤ 居住スペース及び共有スペースの巡回警備

避難者により警備班を設け、定期的に施設内を巡回します。

### ⑥ 避難スペースの縮小

避難者が減少した場合、学校と調整の上、開放の逆の順番で開放スペースを縮小します。

## (4) 食料・物資班.....モノの管理

### ① 必要な食料物資の種類、数量の把握、要請

本部会議や情報班、名簿・窓口班から情報を得て、必要な食料や物資の種類・数量をとりまとめ、区職員等を通じて、災対赤坂地区本部に要請します。

- 必要な数量は毎食ごとに変動します。数量の確認は毎回行います。
- 避難者だけでなく、在宅避難者の分も考慮します。

### ② 食料の受入、仕分け、分配、管理

受け入れた食料を仕分けし、避難者および在宅避難者へ分配します。

- 配り方は、各在宅避難者班の班長などを通じて配布する方法とします。
- 食料は、資材を搬出して空きの出た備蓄倉庫や給食室で保管し管理します。
- 衛生管理には、施設職員等の協力を得ながら、細心の注意を払います。
- 避難者などに呼びかけ、調理師、栄養士などの資格保有者、経験者の協力を得られるようにします。

### ③ 炊き出し

状況と必要に応じて、適宜、炊き出しを行います。

- 各居住班が持ち回りで行う等、負担が集中しないように配慮します。
- 炊き出しは1階 吹抜・ピロティで行います。

### ④ 物資の受入、仕分け、分配、管理

受け入れた物資の数量と品目を確認し、次のように仕分け、分配します。在庫管理も重要です。

|                 |             |                         |
|-----------------|-------------|-------------------------|
| 全員に公平に分配する物資    | 例：毛布、カイロ    | 要望に応じて被災者に分配する。(配り方要検討) |
| 必要な人のみ分配する物資    | 例：粉ミルク、生理用品 |                         |
| サイズなどの仕分けが必要な物資 | 例：衣類        |                         |
| 全員が共同で使用する物資    | 例：トイレトペーパー  | 施設・衛生班と適宜調整             |
| 全員が共同で使用する設備    | 例：仮設トイレ、自家発 |                         |

## (5) 救護・援護班.....要配慮者対応

### ① 要配慮者などの把握、受入

要配慮者の把握に日々努めます。

- 避難者は名簿・窓口班や各居住班長などと連携して、要配慮者を把握します。
- 在宅避難者については、巡回を行う情報班等から情報を得て、要配慮者を把握します。
- 一般避難者と同じ居室では生活が困難な人は、1階 多目的室に受け入れます。

- 名簿・窓口班が作成している名簿とは別に、安否確認用の名簿を作成します。その情報は、災害対策赤坂地区本部へ定期的に報告できるようにします。
- プライバシーに配慮し、名簿の管理には細心の注意を払います。

## ② 要配慮者などのニーズ把握

避難所や在宅の要配慮者のニーズをとりまとめ、本部会議で報告し、解決策を検討します。また、避難所内で解決できない問題については、区職員等を通じて災対赤坂地区本部等に要請します。

- 医療機関への移送、巡回医療、専門家の派遣、ボランティア派遣などの要請が考えられます。
- 避難所での生活に耐えることができない避難者については、福祉避難所への移送を災対赤坂地区本部へ要請します。

## ③ 要配慮者などの生活支援

避難所や在宅の要配慮者の生活支援を、必要に応じて行います。

- 避難者などに呼びかけ、介護や医療の経験者・有資格者、手話や外国語ができる人などの協力を得られるようにします。（学校職員の協力も不可欠です。）
- 在宅の要配慮者の場合、食料・物資の戸別配布、情報伝達、片づけ・掃除・洗濯・買い物などの日常支援が含まれます。とくにマンパワーが必要なので、ボランティア等を活用します。

## (参考) 防災用語集

| 用 語                   | 説 明  |
|-----------------------|--|
| 地 域 集 合 場 所           | 町会・自治会ごとに決められており、災害発生時に地域住民の安否確認や救出・救護を行うために一時的に集まる場所。   |
| 広 域 避 難 場 所           | 震災時、火災の延焼による危険から避難する場所。  |
| 地 区 内 残 留 地 区         | 震災時、火災の延焼の危険性が少なく、広域避難場所に避難する必要がない地区。  |
| 区 民 避 難 所<br>(地域防災拠点) | 災害による家屋の倒壊・焼失等で、被害を受けた区民の一時的な生活場所。また、避難者のほか、自宅で生活を続けている在宅避難者への物資の供給や、災害情報の発信を行う地域の防災拠点。              |
| 要 配 慮 者               | 災害時に被害を受けやすい高齢者や障害者、乳幼児、外国人、妊産婦など特に配慮を要する人。  |
| 帰 宅 困 難 者             | 災害時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）。       |
| 一 時 滞 在 施 設           | 帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。  |
| 在 宅 避 難 者             | 災害による家屋の倒壊・焼失等の被害がない場合、避難所に行かず自宅で生活を続ける人。  |
| 地 域 防 災 協 議 会         | 地震などによる大規模災害に対して、地域の町会・自治会、防災会を中心とし、事業所、PTAなどの地域団体が協力して消火活動、救出救助活動、安全・迅速な避難誘導、避難所の自主運営などの活動を行うための組織。 |